

第 6 7 号議案

東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 2 月 1 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東大和市国民健康保険税条例（昭和 35 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 1 号中「33 万円」を「43 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第 6 条第 8 号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第 703 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 55 万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第 703 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 110 万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第 2 号中「33 万円」を「43 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、「（国民健康保険法第 6 条第 8 号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）」を削り、同条第 3 号中「33 万円」を「43 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

付則第 2 項中「（昭和 40 年法律第 33 号）」を削り、「総所得金額」を「総所得金額及び山林所得金額」に、「、「法」を「「法」に、「とする。））」を「とする。）及び山林所得金額」と、「110 万円」とあるのは「125 万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の東大和市国民健康保険税条例の規定は、令和 3 年度以後の年度分の国民

健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。